

地方債の定義

地方財政法

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、**次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。**

一～四（略）

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の**公共施設又は公用施設の建設事業費**（中略）の財源とする場合

→「建設事業費」等に限定されているため、国の特例公債（赤字国債）のような、歳入が不足する分の財源確保を目的とした地方債を発行することはできない。

「建設事業費」等の例外として、臨時財政対策債(地方財政法第33条の5の2)などがある。

臨時財政対策債：本来、国から地方に交付される地方交付税の原資が必要額に足りないため、不足分を地方公共団体が代わりに起債しているもの。後年度に元利償還金全額が地方交付税の基準財政需要額に算入される。

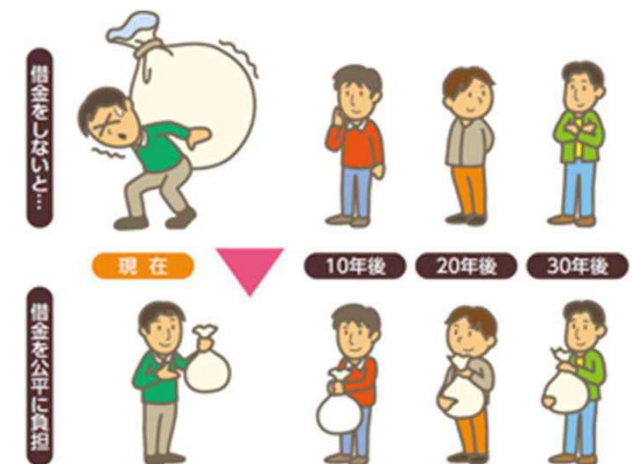
地方債の主な機能

① 住民負担の世代間の公平のための調整

便益を受けることとなる将来世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かつことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

② 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設等の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債を発行して所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。



地方債の充当率と交付税措置

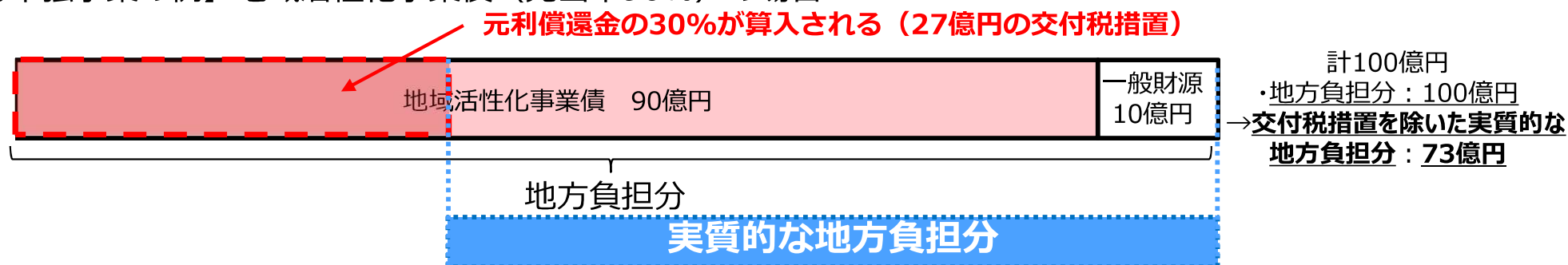
充当率：地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る地方負担分の経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率

交付税措置：交付税措置のある地方債は、後年度の元利償還金の一部又は全額が地方交付税の基準財政需要額に算入される。したがって、交付税算入率が高い地方債ほど、地方公共団体にとっては財源的に有利

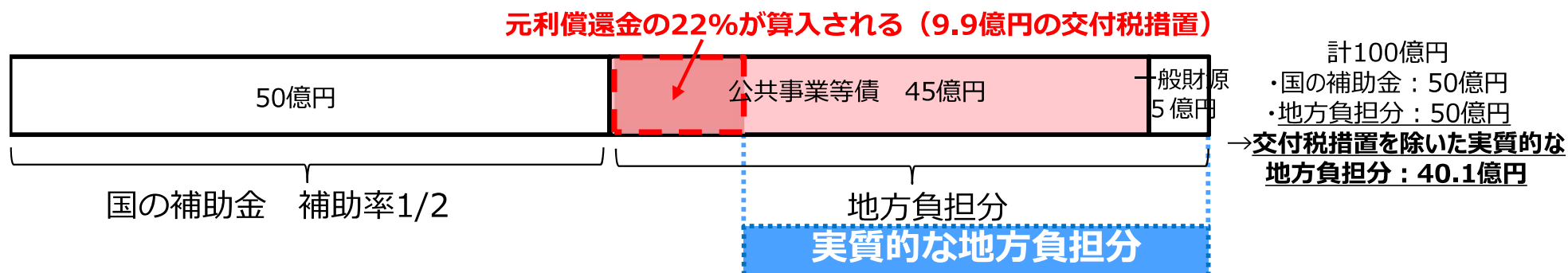
地方交付税：国税を原資に国から地方公共団体に交付されるもので、地方の固有財源

～100億円の事業の場合～

【地方単独事業の例】地域活性化事業債（充当率90%）の場合



【補助事業の例】公共事業等債（充当率90%）の場合



※上記の事業費に加え、地方債の償還には利子が生じるため、起債時における金利の高低も実質的な地方負担に影響する。